

令和 8 年第 3 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 8 年 3 月 9 日
筑紫野市役所 505 会議室

1 開会日時及び場所 令和8年3月9日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和8年3月9日 午後4時10分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

天本京子、平山初枝、萩尾博道、檜木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、米元義広、坂井千代子

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

神崎光成、渡邊茂樹

4 議事に参与したもの

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農政

議案第 24号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について

議案第 25号 筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取について

農地

報告第 43号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知の取消について

報告第 44号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 45号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第 46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

報告第 47号 農地法施行規則の規定による届出について

議案第 44号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 45号 筑紫野市農業委員会会長の辞任について

議案第 46号 筑紫野市農業委員会会長職務代理者の辞任について

議案第 47号 筑紫野市農業委員会委員の辞任について

令和8年第3回筑紫野市農業委員会定例会

○事務局：皆さん、こんにちは。今日出席予定の方が全員そろわれていますので、ただいまから始めますが、定例会が始まる前に皆様にお伝えしたいことがございます。

本日、定例会ですけれども、農業委員会事務局長である□□が議会对応のために欠席していますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

本日、議案を送付した際に御案内しておりましたように、定例会を中断して臨時総会を開催します。ですので、□□会長職務代理者から、臨時総会を開催するために休憩しますと声をかけましたら、直ちに農地利用最適化推進委員の皆さんはこの会場から一旦退出していただくようお願いいたします。外でちょっと待っていただきます。臨時総会の開催予定時間は30分程度ですが、終わりましたらまた担当が入室の案内をしますので、ここは505会議室ですけれども、周辺でお待ち願います。

次に、□□会長の件ですけれども、先月、2月定例会がありました翌日の10日に、□□副会長と□□会長のお見舞いに行っていました。緊急搬送されました病院にまだ入院していられしていましたけれども、翌週の2月16日からリハビリに専念するために転院をするということを知りました。ですので、現在はそちらのほうでリハビリに専念されてあることになっています。お見舞いに行って、前回お目にかかったときよりも会長の御様子は元気になっておられて、予後の経過もよさそうに感じたところです。

会長と直接、今後農業委員会をどのようにするかというお話までさせていただきまして、進退を確認しました。会長職及び農業委員を辞任するということがございましたので、書面に記載していただきました。本日の定例会で、□□会長の会長職、それから農業委員の辞任についても審議していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。それでは、よろしくお願いいたします。

○副会長：それでは、令和8年第3回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

出席委員が、今、筑紫野市農業委員会会議規則第6条の、今日は□□委員が欠席という連絡を受けておりますが、あとは全員出席ということでございますから、定足数に達しておりますので、開催いたします。

今日の議事録署名人の指名を行います。

署名委員には、1番委員、天本氏、10番委員、松田氏を指名いたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いします。お手元に配付しております議案目録の順序に従い、本日の会議を進めます。

今日は、先ほど事務局が申しましたけど、少し議題の内容を変えております。農政議案を先に
行いまして、それから農地議案になりますので御了承いただきたいと思います。

まず、農政議案の審議を行います。

議案第24号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）
に関する意見照会についてに関する件を議題とします。

農政担当者に説明をお願いします。

○事務局：それでは、こちらは読み上げて説明させていただきます。

番号 8-03-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□番地。借受人氏名、□□。借受人住
所、□□番地。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,849平方メートル。農振区分、
農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、麦期間借地。開始の時期、令和8年6月11日。
終了の時期、令和13年6月10日。期間、5年。備考、更新、中間管理機構となっております。

以下につきましてはお読み取りいただきたいと思います。

では、合計に移ります。ページ数は4ページをお開きください。

まず、件数の合計としましては、更新7件、新規7件、合計14件。筆数の合計としましては、
更新18筆、新規14筆、合計32筆。面積の合計は5万264平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどお願いいたします。

○副会長：本件に対する御意見等のある方はお願いします。

（なし）

○副会長：ないようです。

これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決する
ことに御異議のない方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○副会長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第25号、筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取についてに関する
件を議題といたします。

農政担当者に説明をお願いします。

○事務局：では、こちら私も私のほうから説明させていただきます。

こちら、議案第25号、筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取について
です。

筑紫野市地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画についてですけれども、今回、西
小田地区の公表に向けて手続を進める上で、農業委員会の意見聴取が必要となるため諮らせてい

ただくものとなっております。

まず、先月行いました縦覧につきまして報告いたします。

先月の2月6日から20日にかけて縦覧を行っております。こちらの期間内に窓口で縦覧された方はいませんでした。意見書の提出もありませんでした。

次に、資料の説明に移ります。

まず、7ページから9ページにつきましては、地域計画の策定前からありました人・農地プランを基に、担い手の方及び面積等の情報を地域計画に合わせて更新したものとなっております。

2枚めくっていただいて、9ページを御覧ください。

地域計画の公表に当たりましては、縦覧と同じく、個人名を伏せまして、番号で表記を行うこととなります。そのため、このような表記となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

こちらは地域計画の目標地図となっております。先ほどの9ページの農業を担う者の番号を表記して、それぞれ色分けを行った地図となっております。灰色になっている部分につきましては、継続して協議を行っていく形となっております。

地域計画につきましての今後のスケジュールとしましては、農業委員会、JA筑紫、農地中間管理機構の意見聴取が完了しましたら、令和8年3月31日の公告に向けて手続を進めていく予定となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長：本件に対する御意見等のある方はお願いします。

はい。

○推進委員：質問ですけど、9ページの先ほどおっしゃった農業を担う者の個人名は伏せて書いてあるんですけど、これは個人でしょうか、法人でしょうか。

○事務局：全て西小田地区につきましては法人となっております。

○副会長：よろしいですか。

○推進委員：はい、分かりました。

○副会長：ほかにございますか。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、農地議案の報告及び審議を行います。

農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知の取消に関する件を報告いたします。

報告第43号、議案書のとおり、受理通知の取消しが1件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、大野城市□□、□□。相手方、福岡市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田236平米。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。取下げ理由としましては、譲受人変更のため、届出者のためとなっております。取下げ月日は令和8年2月6日でございます。

報告は以上になりますが、この後、報告第46号、番号2でも同じ、新たな転用届出が出ていますので報告いたします。

以上です。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：以上で本件に関する報告を終わります。

次に、農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）についてに関する件を報告いたします。

報告第44号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が2件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外7筆。地目、地積に関しましては、田1万960平米、畑141平米、合計1万1,101平米。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

続けて、番号2。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外2筆。地目、地積に関しましては、田344.83平米、合計344.83平米。届出事由は時効。あっせん希望の有無につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

どうぞ。

○推進委員：この時効の意味はどういったことでしょうか。時効取得というのは法律用語にはありますけど、時効というのはどういったことを言うのか。

○事務局：こちらは長期間相続登記がされていないがために行き場を失った物件につきまして、

最終的に、相続人といえますか、時効取得される方がいらっしゃいましたので、そちらの手の結果、届出内容としましては、相続ではなくて時効取得という内容になっていて、届出の内容がこちらになっているというような形です。

○推進委員：普通、時効取得といたら、他人の土地を善意で占領した場合に10年とか何かで時効というんですけど、相続は相続じゃないんですか。

○事務局：今回は恐らく相続権が直接ある方ではなくて、縁戚の方ということで、法務局の届出の内容としましては時効取得という内容で上がってきております。

○推進委員：そうですか。分かりました。

○副会長：よろしいですか。

○推進委員：はい。

○副会長：ほかにございますか。

(なし)

○副会長：以上で本件に関する報告を終わります。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第45号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田396平米、合計396平米。届出内容は、転用目的が自己住宅。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和8年6月1日から令和8年12月20日までとなっております。受付月日は令和8年1月26日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第46号、農地の転用届出が3件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、福岡市中□□、□□、□□。譲渡人、大阪府大阪市、□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑4,857平米、合計4,857平米。届出内容は、転用目的

が宅地分譲。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和8年9月1日から令和9年9月1日までとなっています。受付月日は令和8年2月5日。

続けて、番号2。譲受人、大野城市□□、□□外1名。譲渡人、福岡市中央区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田236平米、合計236平米。転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和8年6月1日から令和8年9月26日までとなっております。受付月日は令和8年2月6日。

続けて、番号3。譲受人、大野城市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外3筆。地目、地積に関しましては、田143平米、畑が436平米、合計579平米。届出内容は、転用目的、店舗・事務所・倉庫。契約内容は売買。構造規模は鉄骨造り2階建て。工事期間は令和8年11月1日から令和9年11月30日までとなっております。受付月日は令和8年2月24日でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：以上で本件に関する報告を終わります。

報告第47号、農地法施行規則の規定による届出についてに関する件を報告いたします。

報告第47号、議案書のとおり、届出が1件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目と地積に関しましては、田26平米、合計が26平米となっております。なお、面積は26平米でございますが、登記簿上の地積は2,541平米ございます。届出の理由としましては、適用条項が第29条第1号、農業用倉庫ということで転用目的はなっています。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：以上で本件に関する報告を終わります。

議案第44号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）についてに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります2番委員の□□委員に説明をお願いします。

○委員：番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□、4,950平米。譲渡人、筑紫野市大□□、□□。申請地の表示、□□外4筆。地積、田1,861平米、畑348平米、合計2,209平米。異動の内容、申

請理由、相手方要望。契約内容、売買。

位置図ですね。17ページ。□□と書いてあるところを下に行くと橋がありまして、橋を渡って道路に行くと□□と□□の道路になって、その道路から、二つ目の道を入ったところ。5か所ですね。字図では、□□は自宅、自宅の横に3枚あって、自宅の向かい側に小さい田んぼが2枚あります。

譲渡人の□□さんは長く一人で住んであって、親から相続した土地を借地として貸してあったんですけど、そちらもできなくなったので誰かしてくれる人がいないか探してあったんですけど、同じ□□の□□さんが、じゃあ自分が買おうというふうに。同じ行政区で、役員会なんかで知ってあったので、じゃあ自分が買おうということになったんですね。

□□さんは三十数年農業をしてこられて、□□でも役員として活躍してくださり、□□歳は過ぎてあるんですけど、今は子供さんたちが農業してくださって、将来もやってくださるということで、それじゃあ土地も買おうということになったので問題ないと思います。

どうぞ御審議をお願いいたします。

○副会長：事務局から補足はありますか。

○事務局：特にございません。

○副会長：何か質問はありますか。ないですか。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それから、2番について、地区担当委員であります5番委員、□□委員さん、説明をお願いします。

○委員：5番、□□です。番号2。譲受人、住所・氏名、耕作地を申します。筑紫野市□□、□□、2,779平米。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積に関しましては、田1,276平米です。異動の内容は、申請理由、相手方要望。契約内容は売買でございます。

こちらの農地は、草が生い茂っていた、繁茂していた遊休農地となっていましたが、申請者の□□さんが購入して、ミカンを植えたいということで申請されています。現在は、□□に流れ込む、□□のほうから来る□□の改修工事の関係で一時的に資材置場になっていますが、きれいに草刈りもされ、5月からは農地に戻して営農を始めるということでした。以前、□□の農地を購入した際に農機具は備えられているようですので、問題ないと考えています。

字図は19ページです。三角の土地です。ちょうど見に行ったときは草刈りをしてありました。現在は資材とか重機が置いてあります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長：事務局から補足はありますか。

○事務局：特にございません。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第45号、筑紫野市農業委員会会長の辞任についての件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：議案書の22ページをお開きください。

冒頭にも申し上げましたように、このたび、筑紫野市農業委員会の会長であります□□委員から、令和8年2月10日付で筑紫野市農業委員会会長の辞任願の提出がございました。つきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、筑紫野市農業委員会の総会に諮るものでございます。

23ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第13条の第2項では、「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる」とされております。辞任の理由としましては一身上の都合となっておりますけれども、入院後、現在リハビリ中であり、健康上の理由により会長として職務ができないと伺っており、正当な理由と判断されます。会長の辞任につきましては、農業委員会の同意を得た後に辞任が決定します。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号、筑紫野市農業委員会会長職務代理者の辞任については、会長職務代理者に

関係する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、私、□□は退席させていただき、議長を交代させていただきます。

本議案につきましては、地方自治法第107条「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」の規定を準用して、年長委員の7番、□□委員に臨時議長をお願いいたします。□□委員は議長席に移り、議事を進めてください。

(□□副会長退席)

○委員：では、御指名でありますので、議事を進行させていただきます。

ただいま議長を交代しました□□と申します。よろしくお願いいたします。

議案第46号、筑紫野市農業委員会会長職務代理者の辞任についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：議案書は25ページになります。

令和8年2月26日付で□□会長職務代理者から一身上の都合により会長職務代理者を辞任すると辞任願が農業委員会宛てに提出されましたので、農業委員会の同意を求めるものでございます。

議案書の26ページをお開きください。

会長職務代理者の辞任につきましては、規定はございませんが、農業委員会等に関する法律第13条第2項にございます「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる」と定められておりますので、会長を会長職務代理者と読み替えて、会長職務代理者の辞任手続に適用したいと存じます。

説明は以上でございます。

○委員：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○委員：異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○委員：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

これより会長職務代理者の入室をお願いします。

(□□委員着席)

○委員：それでは、ここで議長を□□会長職務代理者にお返しいたします。ありがとうございます。

○委員：ありがとうございました。

では、議案第47号、筑紫野市農業委員会委員の辞任についての件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：議案書の28ページを御覧ください。

議案第45号でも説明したように、□□委員から令和8年2月10日付で筑紫野市農業委員会の農業委員の辞任願が提出されました。

議案書の29ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」とされております。辞職申出事由は一身上の都合となっておりますが、入院後、現在リハビリ中であり、健康上の理由により会長及び農業委員として職務ができないためと伺っており、正当な事由と判断されます。

議案書30ページをお開きください。

農業委員の辞任は、市長が農業委員会へ諮問して、農業委員会が答申する形式となっております。具体的には、農業委員会定例会で辞任について諮りまして、議事録を作成し、それを基に首長部局へ議事録と答申書を提出し、市長の決裁日をもって委員の辞任となります。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○委員：これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

委員：御異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり可決することに決しました。

会長及び会長職務代理者の辞任が同意されたことにより、新たな会長と会長職務代理者を互選する必要が生じました。

令和8年第3回筑紫野市農業委員会定例会案件の審議を中断し、ただいまより、令和8年3月筑紫野市農業委員会臨時総会の準備をしますので、休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○議長：それでは、令和8年第3回筑紫野市農業委員会定例会を再開します。

先ほどの臨時総会において、会長に私、□□が、会長職務代理者に□□がおのおの当選人となりましたことを改めて報告いたします。

なお、次回の令和8年第4回筑紫野市農業委員会定例会の議案書の差出人は筑紫野市農業委員会会長□□となりますので、御承知おき願います。会長、会長職務代理者が交代しましたので、新しい名簿については来月の農業委員会で事務局から配付してもらいます。

なお、□□地区は欠員補充の手続中ですが、2名の委員が決まり次第、新しい2名によるくじ

引で議席を決めたいと思います。

また、農地法第3条や転用申請に伴う地区割分担については、1月の定例会で決めたように、
□□地区については□□委員が担当します。

事務局から何かありますか。

○事務局：新会長と新会長職務代理者が決まりましたので、一言ずつ御挨拶いただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○新会長：議長、皆さん、改めましてこんにちは。今、臨時総会で全員一致で会長に指名を受けまして、身に余る光栄と存じます。本当に未熟者で、もう4期目にはなっていますが、まだまだ、農地を守るとか農業者を守るまでには至っていないのが現状で、自分のことさえしっかりできていないのに会長という職はかなりの重荷になろうかと思います。皆さんの協力なしにはやっていけないわけでございますし、皆さんと共に一緒にやっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○副会長：すみません、こんなところに座る羽目になりました□□でございます。

私こそ本当に入ったばかりで、やっと分かってきたような分からないようなので、いつも事務局に助けられながらやっているんですけど頑張りますので、皆さんの叱咤激励よろしくお願いいたします。怒ってください、分からないから育ててください。よろしくお願いいたします。

○議長：それでは、今日は□□会長の辞任、それから農業委員の辞任に伴うことで皆さんに大変御迷惑をおかけしましたが、令和8年の4月からまた新体制でやっていくことを御留意いただいて、皆さんの御協力を再度お願いしたいと思っております。

それでは、令和8年第3回筑紫野市農業委員会定例会を閉会といたします。